| 担当局・区 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市障がい支援区分認定審査会 |
|-----------|---------|-----------------|
|-----------|---------|-----------------|

| 現在員 | 213 人 |
|-----------------------|---|
| 祝社員 指針の基準(20人以内) | 満たしていない |
| 11年10年(20八八円) | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例第2条の2により審査会の委員の定数は245人以内と定められており、審 査を適切かつ早急に行う為に現在員数が必要である為。 |
| 女性数・女性比率 | 75 人 • 35% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。各団体には女性登用について依頼しているが、多方面の学術経験者を専門家の方を選任する必要があり、その中で特に女性の人材確保は極めて困難である為。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の 多い方を選任せざるを得ない為。 |
| 在任4年超 | 203 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 委嘱期間は2年。審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ない為。 |
| 再任2回以上 | 22 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ない為。なお、法的には再任は妨げられていない。 |
| 70歳超 | 11 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、各団体に対し指針を周知し、その遵守をお願いしているが、本審査会の特性もあり、各団体から推薦された人材について、指針の基準(委嘱期間、兼職数、年齢)に抵触していても、選任せざるを得ない為。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 3421-9-2-1 | nate o cons |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 設置当初からの委員が次第に長期化していくことに鑑み、次期改選時(令和3年4月)には、医師会をはじめとする各職能団体に対して「審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨に留意した人物を推薦していただけるよう一層強く要請し、指針の基準を満たした選任となるよう努める。 |

| 担当局・区福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市医療扶助審議会 |
|----------|---------|------------|
|----------|---------|------------|

| 現在員 | 12 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | :- :- :: :: :: :: :: :: : :: : :: : : |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 · 25% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実 務経験をもつ医師である必要があるが、全国的にも女性医師の割合は2割程 度と低く、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実 務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる 適任者が少ないため。 |
| 在任4年超 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実 務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる 適任者が少ないため。 |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実 務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる 適任者が少ないため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 令和2年12月が委員の改選期であるため、在任4年超及び再任2回以上の委員については、現委員に後任の委員を紹介してもらえるよう努める他、医師会等関係団体や大学等学術機関、行政機関等を通じて、指針の基準に抵触せず医療行政及び生活保護制度に対する深い学識、並びに実務経験等を持つ医師の推薦を求めます。また、女性登用の目標値を達成できるよう、できる限り女性を選任するよう努めてまいります。 |

| 担当局・区福祉局審議会等の名称 | 大阪市介護認定審査会 |
|-----------------|------------|
|-----------------|------------|

| 現在員 | 1173 人 |
|--------------------------------|---|
| 指針の基準 (20人以内) 指針の基準を満たさない理由 | 満たしていない 年間約17万件に及ぶ要介護認定申請があり、申請から結果通知までの日数は法令で 定められており、安定的な審査会運営を行うため、大阪市全体で216の合議体が 必要となります。また1合議体あたり4名にて審議を行うため、多くの審査会委員 |
| <u> </u> 女性数・女性比率 | を確保する必要があります。 412 人 ・ 35% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法の規定に基づき、保健・医療・福祉に関する学識経験を要し、かつ公平・公正な立場での審査判定を行う必要があり、学識経験者の選任にあたっては、女性の登用率向上を目標としていますが、本審査会に必要不可欠な人材を確保する観点から、各団体(医師会、歯科医師会、薬剤師、各職能団体等)による推薦により選任された委員の委嘱を行っています。また、団体からの推薦については、本市指針を踏まえて女性の登用について十分説明を行ったうえで、女性委員の推薦を依頼しているところであり、現状では基準に達していないものの、引き続き委員の選任にあたり目標達成に努めます。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 団体からの推薦にあたっては、本市指針を踏まえて依頼していますが、本市の社会福祉全般を審議する本審査会の性格を鑑み、専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。 |
| 在任4年超 | 814 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法の規定に基づき、保健・医療・福祉に関する学識経験を要し、かつ公平・公正な立場での審査判定を行う必要があり、本審議会に必要不可欠な人材を確保する観点から、各団体(医師会、歯科医師会、薬剤師、各職能団体等)による推薦により選任された委員の委嘱を行っています。個々の事例を判定する経験を積むことで、より質の高い審査判定を行うことができるものであることから、ある程度の委嘱期間が必要であるといった現状もあります。また本審査会の開催は、各合議体で概ね月2回、審査判定対象者約35件の審査資料を事前に確認する必要があるなど、委員の負担が大きいこともあり、常に人材の確保が難しく、同一委員が長期化している現状となっています。しかしながら、団体からの推薦にあたっては、引き続き本市指針を踏まえて選任いただくよう依頼していきます。 |
| 再任2回以上 | 966 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法の規定に基づき、保健・医療・福祉に関する学識経験を要し、かつ公平・公正な立場での審査判定を行う必要があり、本審議会に必要不可欠な人材を確保する観点から、各団体(医師会、歯科医師会、薬剤師、各職能団体等)による推薦により選任された委員の委嘱を行っています。個々の事例を判定する経験を積むことで、より質の高い審査判定を行うことができるものであることから、ある程度の委嘱期間が必要であるといった現状もあり、本審査会の専門性の観点から推薦された委員を選任しています。しかしながら、団体からの推薦にあたっては、引き続き本市指針を踏まえて選任いただくよう依頼していきます。 |
| 70歳超 指針の基準 | 74 人 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各団体(医師会、歯科医師会、薬剤師、各職能団体等)による推薦により選任された委員の委嘱を行っており、団体からの推薦にあたっては、本市指針を踏まえて依頼していますが、同一委員が長期化しているため、高齢委員も少なくありませんが、本審査会の性格を鑑み、専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。しかしながら、団体からの推薦にあたっては、引き続き本市指針を踏まえて選任いただくよう依頼していきます。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 介護認定審査会は、市長の附属機関ではあるものの、施策・事業の指針等に関して条例設置したものではなく、介護保険事業に必須の介護度の認定審査のみを行うための審査会で、介護保険法において設置を義務付けられたものです。介護認定申請は年間約17万件あり、216合議体、委員1188名(区を跨ってふたつの合議体に所属している重複委員が15名おり、実数として1188名となります。)で、年間5,000回以上に及ぶ審査会を開催し審査判定を行う予定です。介護認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的な審査会の開催・運営は保険者に課明に及ぶ審査会を開催し審査判定を行う予定です。介護認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的確保が非常に重要でありますが、事前に審査資料の内容確認を行う必要があるなど、委員の負担が大きいこともあり、常に人材の確保が難しく、同一委員が健・医療・福祉に関する学識を要し、かつ公正公平な立場で、審査判定を行う必要があるなと、委員を各団体(医師会、歯科医伝会、薬剤師、各職能団体等)に推薦を依頼しています。依頼する際には、指針の説明を行い、特に女性登用、長期委員についての協力を求めてきたところです。しかしながら、本審査会における特性(各委員の事務負担が大きいこと、多くの人材確保が必要)もあって、必ずしも各団体から推薦いただよ方が抵触していても、その大けではなく、推薦をお願いただいるが性にのいて、指針の基準に抵触していても、その力にではなく、推薦をお願いただいたが、よりでは極めて難らいるといらやむを得ない状況にあります。本審査会の作業を執行していただける方を本審査会の委員に選任しているところです。令和3年度の改選においては、指針の基準を満たすことができるように、指針の趣旨の周知についただける方を本審査会の委員に選任しているところです。令和3年度の改選においては、指針の基準を満たすことができるように、指針の趣旨の周知についただける方を本審査会の委員に選任しているところです。 |

| 担当局・区福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業評価検討会議 |
|----------|---------|------------------------------|
|----------|---------|------------------------------|

| 現在員 | 3 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 · 0% |
| 指針の基準 (40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業の評価検討において、事業の対象者の検査数値の変化から見える課題や対象者への生活習慣改善指導内容の検討、より効果的な事業展開への助言を行うなど、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、糖尿病の実証例に詳しく、糖尿病予防やその治療に関する先進的医療や地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、これらの任務を遂行できる委員は、大阪府医師会より推薦があった委員候補の他にはいないため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 会議の目的や検討内容に鑑み、会議の委員として、医師としてのスキルと経験のみならず、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者が不可欠であるとの認識から、委員候補の推薦を依頼することができる、唯一無二の団体である大阪府医師会から推薦があり、日ごろより大阪市国民健康保険に関する行政施策に協力・参画し、それらの施策に精通しているとともに、大阪糖尿病対策推進会議の幹事でもあることから、糖尿病対策に造詣が深い人物であるため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 大阪府医師会に委員の推薦を依頼する場合において、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明した上で、審議会等の設置及び運営に関する指針第5に定める基準に該当する委員候補を推薦いただくよう、引き続き理解を求めていきます。 |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市国民健康保険運営協議会 |
|-------|-----------|------------------|---|
| 3 | 1H 1H 7-5 | E 100 C 10 C 115 | 7 (IX I) III O (CAN) NI X Z II IMIAA Z |

| 現在員 | 28 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市国民健康保険条例第2条により、国民健康保険運営協議会の委員の 定数が定められています。 |
| 女性数・女性比率 | 10 人 · 36% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関に対し、同要綱の趣旨を説明し、女性委員の推薦を依頼しているところでありますが、各団体において、医療分野のみならず国民健康保険制度等についても知識と経験を有する適任者が限られており、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところでありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいており、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところでありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいており、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 被保険者代表の委員については各区役所から推薦を行っており、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところでありますが、被保険者代表として一定の役職のある方に委員になっていただいており、また、当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいており、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されて当らでありますが、本市指針等の説明を十分に行い、指針に沿った委員が推薦されるよう。努めます。本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等をしていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えていますが、長期委員については計画的に委員の交代を進めるなど、指針に沿った委員の選出となるよう努めます。また、被保険者代表委員についても、指針に沿った推薦となるよう、各区とも連携しながら委員の調整を行います。以上のとおり、次期改選には、大阪市国民健康保険の運営のあり方を踏まえながら、指針の基準に沿った委員選出となるよう努めてまいります。 |

| 担当局・区福祉局審 | 議会等の名称 大阪市社会福祉審議会 |
|-----------|--------------------|
|-----------|--------------------|

| 29 人 |
|---|
| 29 人 満たしていない |
| / Ping / C U C V 1 / G V 1 |
| 大阪市社会福祉審議会条例の規定による(35名以内) |
| 10 人 · 34% |
| 満たしていない |
| 学識経験者の選任にあたっては、女性の登用率向上を目標としていますが、各分野の専門家として本審議会に必要不可欠な人材を確保する観点から、これまでの実績を踏まえて委嘱を行っています。また、団体推薦委員については、女性の登用について説明を行ったうえで、各団体に女性委員の推薦を依頼。現状では基準には達していないものの、女性比率は上昇傾向にあり(31.0% 34.5%)、引き続き委員の選任にあたり目標達成に努めます。 |
| 3 人 |
| 満たしていない |
| 本市指針を踏まえて推薦団体と協議を行っていますが、本市の社会福祉全 般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦さ れており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。 |
| 12 人 |
| 満たしていない |
| 在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いましたが、本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。審議内容の継続性に留意しつつ、在任期間の長い委員から優先的に新たな委員への入れ替えが進むよう、最大限努めます。 |
| 9 人 |
| 満たしていない |
| 在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いましたが、本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。 |
| 10 人 |
| 満たしていない |
| 本市指針を踏まえて推薦団体とも協議を行っていますが、本市の社会福祉 全般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦 されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。急激な 委員の入れ替えは審議会機能の低下を招く恐れがあるため、緩やかに若い 世代への移行が進むよう、計画的に取り組む必要があると考えています。 |
| 0 人 |
| 満たしている |
| |
| ・委員数については随時見直しを行い、元来50名であったところから段階的に削減してきました。また、女性比率については基準に達していませんが、上昇してきており、今後も継続した取り組みを進めます。・長期在任、70歳超、複数兼務の団体推薦委員については、各団体に対し継続的に本市指針の趣旨を説明し理解を求めるよう努めます。また、各団体の役員改選等における委嘱替の時期を捉え、最大限の働きかけを行っていきます。・学識経験者については、10年を超える長期在任委員も少なくありませんが、幅広い知見からの経験や知識、また審議内容の継続性確保の観点から不可欠な存在であり、審議会において大きな役割を担っていただいていまっこうした役割分担やこれまでの経緯・成果を継承する必要性から、急激な委員の入れ替えにより審議会機能の低下を招かぬよう配慮しながら、制度を指して代の登用を進めるなど、計画的に委員構成の見直しを行っていきます。 |
| |

| 担当局・区福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討会議 |
|----------|---------|------------------------------|
|----------|---------|------------------------------|

| 現在員 | 10 人 |
|-------------------|--|
| | |
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 · 30% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 相到の基準(40%以上) | 一個にひていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性委員を確保するべく、委員候補の検討を行いましたが、障がい者スポーツに関する学識経験者の適任者が女性でなかったことから、結果的に女性委員の比率を満たすことができませんでした。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 102100 | 11-11-0 CV : 0 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1121 47.32.7 | MARCO CV. O |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任 2 回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 3421-0-2-1 | Marco ct. o |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該委員は、スポーツ社会学に関する研究を行う学識経験者であり、地域のスポーツ振興等に関する著書を多数発表するほか、障がい者へのレクリエーションを提供するなど、スポーツ・障がいの分野に精通していることから、余人をもって代えがたいため、やむを得ず選任したものです。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| | |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 令和 2 年 8 月 5 日廃止予定 |

| 担当局・区 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市障がい者施策推進協議会 |
|-----------|---------|----------------|
|-----------|---------|----------------|

| 現在員 | 15 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | ろ |
| 1日町の至十(20八八八) | 7 July 72 0 C V 1 0 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 7 人 · 47% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本協議会の委員として、障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて 情報交換等も行い、幅広い視野を持っている必要があり、専門性の確保の 観点から余人にはかえがたい。 |
| 在任4年超 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本協議会の委員として、障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて 情報交換等も行い、幅広い視野を持っている必要があり、専門性の確保の 観点から余人にはかえがたい。 |
| 再任2回以上 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本協議会の委員として、障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて 情報交換等も行い、幅広い視野を持っている必要があり、専門性の確保の 観点から余人にはかえがたい。 |
| 70歳超 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 年齢要件において指針に沿った説明を行ってきたところであるが、各団体における専門性、適任性等の推薦の基準等を考慮のうえ推薦されており、団体の会長職等要職の方の推薦を受けたため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 平成30年8月に改選を行い、女性比率に関しては、指針の基準(40%)を満たすことができたが、他の項目については基準の満たさないものの、専門性・適正性等を考慮のうえ余人に替えがたい人材として選任した。 次回の改選は、令和3年8月を予定してるが、一斉改選時のみならず、関係団体の代表者変更等の機会においても、指針の趣旨を再度説明し、基準を満たせるよう努めていく。 |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市地域密着型サービス運営委員会 |
|-------|-----|---------|-------------------|
| | | | |

| 指針の基準を満たさない理由 女性数・女性比率 | 現在員 | 6 人 |
|--|-------------------|--|
| 接針の基準を満たさない理由 女性数・女性比率 2 人・ 33% 満たしていない 間連団体がら推薦を受けて委員を委任しており、各団体へ事前に指針の基準を満たさない理由 最初の基準を満たさない理由 素務 3以上(他の審議会等の兼務数) 1 人 指針の基準 | | |
| 指針の基準を満たさない理由 関連団体から推薦を受けて委員を委任しており、各団体へ事前に指針の表現を満たさない理由 関連団体がら推薦を受けて委員を委任しており、各団体へ事前に指針の表現 (人生の (本) | | 71-10 CV CV CV |
| 指針の基準を満たさない理由 開連団体から推薦を受けて委員を委任しており、各団体へ事前に指針の表言を説明した性管用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、会団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっています。 1 人 | 女性数・女性比率 | 2 人 · 33% |
| 指針の基準を満たさない理由 「を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、会団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっています。 「本籍の事業 「本語の事業 「本 | 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 満たしていない 次の のとおり、当該委員を大阪市老人福祉連盟から推薦を受けて委任を行ったところですが、平成24年2月初回の委任以降、介護保険の知識・験から委員会にあいては事業者の立場で、事業所を指定等する際、事業が適正な運営を行ううえで行政として注意する際、事業がが適正なる責量な意見を承っており、同委員会の中では委員をでいるところです。こうしたことから本市として注意する際とです。こうしたことから本市としては、事業者を指定等する際に適宜な運営を行ううえを問題を適正には、事業者を指定等する際に適宜な運営を行うられたがいただいているところです。こうしたことから本市としては、事業者を指定等する際に適宜な運営を保するための意見を聴取するという委員会の本来目的を達成し、介護保制を適正に運営するためには、当該委員は欠くことのできない人材として豊富な知識・経験からの意見を表ることが必要であると考えているため。 大阪市老人福祉施設連盟(以下:施設連盟)は、施設従事者の資質向して、機多機能の委員会の設置・通営のほか、デイサービス事経的機会な分科会・委員会を設置し、研修や情報交換などに取り組んでおり、投資機能の表針会を設置し、研修や情報交換などに取り組んでおり、でから利益を持つ護保険制度発足以前より本市高齢者施定の技力を受託している場が同じ体は、介護保険制度発足以前より本市高齢者施生受託しいる団体に、介護保険制度発足以前より本市高齢者を受託しいる団体でもあります。このように、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふさわいる世体であることから同団体へ大阪市地域密着型サービス運営委員会の表員は、地域密着型サービス事業所の指定等を行う際に、大阪市長に対談委員は、介護保険法に位置付けられている地域密着型サービス運営委員会の委員は、地域密着型サービス事業所の指定等を行う際に、大阪市長に対談委員は、が遺保険制度金銭に精通している適材であることと。また、当該委員は、介護保険制度全銭に精通している適材であることと。また、当該委員は、介護保険制度全銭に精通している適材であることと。また、当該委員は、介護保険制度金銭に精通している適材であることと。また、当該委員は、介護保険制度金銭に精通している適材であることとまた、当該委員は、介護保険税を対している適材であることと。また、当該委員は、介護保険税を対している適材であることと。また、当該委員は、介護保険税を対している適材であることと。また、当該委員は、対域の対しないるに対しているのを対しているのでは、対域の対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しないるでは、対しないるでは、対しているのでは、対しないるではないるではないるでは、対しないるではないるではないるではないるではないないるではないるでは、対しないるではないるではないるではないるではないるではないるがはないないるがはないないるではないるではないるないないるではないないるではないるではないるないないるではないるないるではないないるではないるでは | 指針の基準を満たさない理由 | 関連団体から推薦を受けて委員を委任しており、各団体へ事前に指針の趣旨を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、各団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっています。 |
| 次の のとおり、当該委員を大阪市老人福祉連盟から推薦を受けて委任を行ったところですが、平成24年2月初回の委任以降、介護保険の知識・験から委員会においては事業者の立場で、事業所を指定等する際、事業所が適正な委員会を行ううえで行政として注意するできこと等の時確なアド長を1 で、1 で、1 で、2 など参考にあり、同委員会の中では委員会のではと参考にあり、同委員会の中では委員会のでは、事業者を指定等する際に適正な運営を6 保するための意見を張れていれただいているところです。こうしたことから本市としては、事業者を初本来目的を達成、介持として豊富な知識・経験からの意見を承ることが必要であると考えているため。 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼を適当の議任のを受け、1 で、1 で、1 で、2 で、2 を、3 を、5 | 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| を行ったところですが、平成24年2月初回の季任以降、介護保険の知識・験から委員会においては事業者の立場で、事業所を指定等する際、事業所が適正な運営な行ううえ意更もで打り、同委員会の中では委員長を打ポートし、適正な委員会の運営に尽力いれただったし、過ごなど参考にはなる費量なの運営に尽力いれただいるとのを意見を聴取するとしては、事業者を指定等する際に適正な運営を保するための意見を聴取するという委員会の本来目的を達成し、介護保制制度を適正に運営を移保するためには、当該委員はが要であると考えているため。 大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由大阪市老人福祉施設連盟(以下:施設連盟)は、施設従事者の資質したための研修の開催や地域密者型サービス事経協議会等の様々分科会・委員会を設置し、研修や情報交換などに取り組んであり、技術には介護保険事業者だけではなく区社会福祉協議会や地域包括支援センター等も加盟しています。また、同団体は、介護保険制度発足以前より本市委託事業を受託している活力団体でもあります。また、同団体は、介護保険制度発足以前より本市委託事業を受託している当に、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふごと、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふごれる協力団体でもあります。このように、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふごれる協力でもよります。このように、保健・医療・福祉関係者の専門の立場を代表するにふごれている当該委員の本市運営委員会への就任の必要性と記の理由で同団体に推薦を依頼したところ次のような理由で当該委員は、地域密着型サービス事業に使力際に大力を開き担うことから、対議保険法では受けたり、対策を保険制度制設は、対策保険に精通している適格を通している適格を対して、対策保険制度を般に精通している適格を記すに対策を関するに対するの意見を述べる重要な役割を担うことから、対策保険制度を設定して現場でを着している適格を対するのでは、対策保険制度を設定して現場でを指すしている適格を対し、対策保険制度を般に精通している適格を記すして対策保険制度を般に精通している適格を記すして対策保険制度を般に精通している適格を記すして対策保険制度を般に精通している適格を記すして対策保険制度を解すに対するのでは、対策保険制度を解すに対するのでは、対策保険制度の意見を対するのでは、対策保険制度を発展して対策保険制度を発展して対策保険制度を発展して対策保険制度を経済を表して対策保険制度を経済を表して対策保険制度を経済を表して対策保険を表して対策保険制度を発展して対策保険制度を経済を表して対策保険を表して対策保険制度を経済を表して対策保険制度を経済を表して対策保険に対するが対策に対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるといるに対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる | 指針の基準 | 満たしていない |
| | 指針の基準を満たさない理由 | を行らを言いている。 |
| 在任4年超 2 人 | | |
| 指針の基準 満たしていない | 指針の基準 | 満たしていない |
| のとおり、委員会の性格上他に代えがたい人物であるため。残りの1名にいては、学識経験者であり、大阪市の高齢者を取り巻く状況などにも知りを有する方であることや、現在も本委員会の委員長としてご尽力いただいでいることから、委員会の継続性の確保と、大阪市の実情に即した審議を頂くために特に必要な人物であるため。なお、現時点で委嘱期間が4年を超えている各委員については、次の一斉選時には指針に抵触することとなるため、各推薦団体に対し指針の趣旨を | 指針の基準を満たさない理由 | なお、現時点で委嘱期間が4年を超えている各委員については、次の一斉は選時には指針に抵触することとなるため、各推薦団体に対し指針の趣旨を説明するとともに、指針に抵触することがないような委員の推薦を働きか |
| 再任2回以上 2 人 | 再任2回以上 | 2 人 |

| 指針の基準 | 満たしていない |
|---------------|--|
| 指針の基準を満たさない理由 | 「在席期間4年超」の理由に同じ |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 地域密着型サービス運営委員会の委員として国は「地域における保健・医療・福祉関係者」を例示しているところですが、市内の医療・介護の連携を進めるたにも、地域密着型サービス事業者の指定にあたり、当該分野について専門的見地を有し、市内全域における医療・介護の現状を踏まえて意見を述べることができる方に就任して頂くことが重要であると考ています。 当該委員は指針に抵触するところですが、現在大阪市医師会連合会会長を務められており、市内の医師を代表する方であり、また、要介護認定審査会の委員を務められるなど、介護保険制度にも精通されていることから、当運営委員会において十分な議論をしていただくにあたっては、最適任であると考えているため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 国は地域密着型サービス運営委員会の委員として、「被保険者の代表」・「介護保険事業者の代表」・「学識経験者」・「地域における保健・医療・福祉関係者」を位置づけているところですが、このような立場にあり、かつ、高い見識を以て公正に審議をしていただくためには、公益性の高い関係各団体から推薦を受けて委嘱することが不可欠であると判断しております。 次期、一斉改選時には関係各団体に指針の趣旨を説明し、指針に抵触しない委員を推薦して頂けるように働きかける予定です。 |

| 担当局・区福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市民生委員推薦会 |
|----------|---------|------------|
|----------|---------|------------|

| 現在員 | 14 人 |
|-------------------|---|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 5 人 · 36% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が兼務3以上であったが、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 |
| | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が長期委員であったが、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、これまでの本市民生委員を取り巻く議論の経過について熟知されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 |
| | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が再任2回以上であったが、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 |
| 70歳超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が高齢であったが、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 |
| 本市職員 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 改正前の民生委員法「当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、関係 行政機関の職員から、2人以内を市町村長が委嘱する。」の規定に基づ き、「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」において、 委員選出分野として本市職員を規定しているため。 |
| 今後の見直し方針 | 今後の人選にあたっては、長期委員、高齢委員が多くなっていることを踏まえ、推薦団体に対して、指針に沿った委員選任について、一層の協力を求めていきます。 |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市地域包括支援センター運営協議会 |
|-------|-----|---------|--------------------|
| | | | |

| | 16 人 |
|-------------------|--|
| | |
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 7 人 · 44% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があり、その結果、当該委員の他に適任者がいなかったため。 |
| | 8 人 |
| 指針の基準 | ・ |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があり、その結果、当該委員の他に適任者がいなかったため。 |
| 再任 2 回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があり、その結果、当該委員の他に適任者がいなかったため。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 市単位の会議に推薦できる委員は団体を代表することとなるため、役員の中でも一定の経験を経た方、また、地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方が必要であり、一定の経験のある方が70歳を超えているため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | Alma IC C C V I S |
| 今後の見直し方針 | 各団体からの推薦委員については、次回委員改選時だけでなく代表者変更等による各団体内部事情を理由とする改選時についても指針の趣旨について、再度説明を十分行い、その趣旨に基づいた委員の推薦を引き続き団体に依頼する他、本市でも委員の提案を行うなど指針を遵守するために取り組んでいく。 |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市福祉有償運送運営協議会 |
|-------|-----|---------|----------------|
| | | | |

| TI 4- II | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 11 人 |
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 · 27% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 現在員11名のうち8名は団体からの推薦委員であり、タクシー事業者や交通 工学部門における学識経験者には女性が少ないため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | Marico curto |
| 在任4年超 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 7 名については団体等推薦のため大阪市に選任の裁量がなく、残る1名の本 市選任の委員については、本審査会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮 のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任していま す。 |
| 再任2回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 7名については団体等推薦のため大阪市に選任の裁量がなく、残る1名の本市選任の委員については、本審査会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 2 名については団体等推薦のため大阪市に選任の裁量がない。 |
| 本市職員 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 道路運送法施行規則第51条の8により、運営協議会を主宰する市町村が構成員となると定められているため。 |
| 今後の見直し方針 | 令和3年12月に迎える一斉改選に向けて、委員の調整をおこなっている大阪府や、これまで委員の推薦をいただいていた団体に対し、改めて指針の趣旨を申し入れ、女性委員や在任期間、再任回数、年齢等考慮したうえで調整及び推薦していただけるよう働きかけをおこなう。また、実際に福祉有償運送事業を行っている事業者から委員を募集しているが、複数の応募があった場合は女性を優先することとしている。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市エイズ対策評価委員会 |
|-------|-----|---------|---------------|
|-------|-----|---------|---------------|

| 現在員 | 5 人 |
|-------------------|---|
| 指針の基準(20人以内) | 3 人 満たしている |
| 1日町の本土(20八次下) | /iii/C O C V I S |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 · 40% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 医療関係者の選任にあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の 推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、性感染症についての専門 知識が豊富であることから、性感染症対策を分析・評価・検討するうえで 適正な人材であると判断したため。 |
| 在任4年超 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 令和元年8月1日の改選時点で在任期間が4年を超えていたが、当該委員3名はそれぞれの分野でエイズ対策に対して造形が深く、他に本委員会の目的に関する専門的な知識や経験を有する者がいなかったため。 |
| 再任2回以上 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 令和元年8月1日の改選時点で再任2回以上であったが、当該委員3名はそれぞれの分野でエイズ対策に対して造形が深く、他に本委員会の目的に関する専門的な知識や経験を有する者がいなかったため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | 110000000000000000000000000000000000000 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 次回の委員改選時には適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。 |

| 担当局・区健康局 | 審議会等の名称 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会 |
|----------|---------|------------------------------|
|----------|---------|------------------------------|

| 現在員 | 5 人 |
|-------------------|---|
| 指針の基準(20人以内) | |
| 18年00至十(20八次[1) | Neg 7C O C V I O |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 · 20% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置 規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命して おります。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置 規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命して おります。 |
| 再任2回以上 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置 規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命して おります。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置 規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命して おります。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置 規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命して おります。 |

| 担当局・区 健康局 審議会等の名称 大阪市石綿健康被害調査委員会 |
|----------------------------------|
|----------------------------------|

| 現在員 | 8 人 |
|-------------------|---|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 · 0% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少なく、女性医師を見出すことができなかった。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。 |
| 在任4年超 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。 |
| 再任2回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後も呼吸器内科を有する医療機関や委員等の人脈を活用し、石綿関連疾 患に関心を持つ呼吸器内科の医師の情報収集を行い、適任者が見つかれば 委員就任を要請していく。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市感染症発生動向調査委員会 |
|-------|-----|---------|-----------------|
|-------|-----|---------|-----------------|

| 現在員 | 12 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 · 17% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られ、女性の専門家はさらに少ないのが現状です。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、感染症についての専門的知識が豊富であることから、感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したためです。 |
| 在任4年超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。 |
| 再任2回以上 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業実施要綱の定めるところにより、委員会委員として患者や病原体情報を収集している保健所の代表として本市職員を選出する必要があるためです。 |
| 今後の見直し方針 | 関係機関や団体に推薦依頼する場合は、なるべく女性を推薦してもらうように依頼します。 |

| 担当局・区 健康局 審議会等の名称 大阪市感染症診査協議会 |
|-------------------------------|
|-------------------------------|

| 現在員 | 11 人 |
|-------------------|---|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 4 人 · 36% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・ 医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野 に比べ非常に少なく、さらにその中で、経験を積んだ女性医師は極めて稀 有な存在であるため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・ 医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野 に比べ非常に少なく、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したた め。 |
| 在任4年超 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | ・6名中2名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて稀有な存在である。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。・また、元中学校教諭・校長を歴任された委員(女性)については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。・呼吸期の専門家としてご就任いただいている委員2名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。 |

| 再任 2 回以上 | 9 人 |
|---------------|---|
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | ・9名中4名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて稀有ななか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため・主た、で、中学院の経験が豊富であることがものの感染・一次感染が豊富であることがあり、人権面での配慮については家庭が豊富であることがあり、人権面での配慮に、中吸いの専門家としてご就任いただいている委員2名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部としていて精通とであるため、本市の結核・感染症と動し、に、他府県の大学病院をはじめ、多くの病院で臨床経験を積んでおり、特に一類感染症の対応について精通している委員1名については、他府県の大学病院をはじめるず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。・ご、以上のご義においては必要不可欠な人材と判断したため。・ご、以上のご義においては必要不可欠な人材と判断したため。・法律に関する専門家としてご就任いただいている委員1名については、治験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。・法律に関する専門家としてご就任いただいている委員1名については、近畿弁護士会連合会人権擁護委員会副委員長での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 元中学校教諭・校長を歴任された委員(女性)であり、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十 分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市公害診療報酬審査委員会 |
|-------|-----|---------|----------------|
|-------|-----|---------|----------------|

| 現在員 | 7 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 • 29% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にあるため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑 な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 在任4年超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑 な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑 な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 本委員会は、医師としての幅広い知識に加え、地域医療の従事者及び地域医療の代表としての経験が貴重であることから、大阪府医師会へ委員の推薦を依頼しています。 推薦依頼にあたっては、本市の方針を踏まえたうえで、本委員会における公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験の必要性について説明し、理解と協力を求めています。人選については、大阪府医師会に委ねることとなりますが、その結果は大阪府医師会としても限られた人材の中から、数多くの公害認定患者の診療等、長年にわたる経験を踏まえた推薦委員の選定を行っていただいているところです。 今後、委員の推薦をいただいている大阪府医師会に本市の方針についての理解を得るとともに、次回改選の際には指針に沿った委員の選任について一層努めることとします。 |

| 担当局・区健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市公害健康被害認定審査会 |
|----------|---------|----------------|
|----------|---------|----------------|

| 用本品 | 10 [|
|-------------------|--|
| 現在員 | 16 人 |
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 7 人 • 44% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。 |
| 在任4年超 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例に も的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、そ の人選は厳しい状況にある。 |
| 再任2回以上 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 当認定審査会委員は、公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも適正な判断が必要とされる。 高度な知識と経験を有する委員の候補は、容易には見当たらず、その人選等は厳しい状況にあるものの、今後、後任者の育成および紹介について、現在選任委員からの後任推薦協力も得ながら努力していく。 また、大阪府医師会推薦の選任委員については、本市の「審議会等の設置および運営に関する指針」の各項目について理解及び協力いただけるよう引き続き、推薦依頼文に明記し、依頼を行っていく。 |

| 担当局・区健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市動物愛護推進会議 |
|----------|---------|-------------|
|----------|---------|-------------|

| 71-4-17 | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 5 人 |
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人・ 60% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしている |
| 1月310万圣牛(10705八) | 11M7C 0 CV 13 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1日本14万五十 | The Tree of the State of the St |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1001/2024 | 11PU/C U C V 10 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1121小巫干 | India 2 C C C |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 動物愛護に関する機運の盛り上がりを受け、推進員の活動内容をさらに充実させる目的で、構成団体から引き続き支部長を推薦したいという意向があり、登用することとした。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1月五1人2天士 | 11M7C 0 CV 13 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 令和3年3月31日までの任期終了後、構成団体へ70歳未満の方を推薦していただくよう要望する。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市予防接種健康被害調査委員会 |
|-------|-----|---------|------------------|
|-------|-----|---------|------------------|

| | T |
|---|-----------------------------------|
| 現在員 | 4 人 |
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| | |
| Lie Ki - white Wife > Alle > () with I | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | |
| | 1 人 · 25% |
| | |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を |
| 1日到の選挙を個に合ない選用 | 受けることができなかったため。 |
| | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 相軒の基準 | *** |
| | 地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任 |
| 指針の基準を満たさない理由 | 者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験 |
| 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. | が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、適正 |
| | な人材であると判断したため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1451 - 22 1 | |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | |
| - 「 | 2 Д |
| 再任2回以上 | _ /• |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| | 本委員会の専門分野は多岐にわたり、単に小児科、感染症などの専門医で |
| 指針の基準を満たさない理由 | あるのみならず、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などにつ |
| 1月到の安中を個に合ない任用 | いても熟知しており、実際に予防接種による副反応の症例に対処した経験 |
| | などが求められ、各専門家の数も限られる。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1日到 (2) 盆中 | |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | |
| 本市職員 | 0 Д |
| | , · |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 1月型シン本中で1両/こと/より土田 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 今後の見直し方針 | 今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十 |
| | 分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 担当局・区 健康局 審議会等の名称 大阪市指定難病審査会 |
|----------------------------------|
|----------------------------------|

| <u> </u> | |
|---------------------|---|
| 71 - 4 - 1 | _ , _ , |
| 現在員 | 7 人 |
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 拍断の基準を個ださない連由 | |
| | |
| 女性数・女性比率 | 0 人・ 0% |
| 指針の基準 (40%以上) | 満たしていない |
| 11500金牛(1070公工) | 11円7こ して く * */よ v * |
| 指針の基準を満たさない理由 | 難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通している医師であることを条件に、本市近隣で人選を行ったが、結果として女性を選任することができなかったため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| | |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通する呼吸器疾患を専門とする医師であり、本市公害健康被害認定審査会委員を務め、医療費助成にかかる認定審査に豊富な経験を有するため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1日平1マン本子 | 1回/こしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1日町 0万 基 中 | 他にしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1月1110年十 | IIM/C O C V 13 |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| | , · |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | |
| 今後の見直し方針 | 次期改選時は、一層指針に沿った委員の選考に努めますが、条件を満たす 女性医師が非常に少なく、女性の登用率40%の達成は難しいものと見込ん でいます。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市在宅医療・介護連携推進会議 |
|-------|-----|---------|------------------|
| | | | |

| 現在員 | 10 人 |
|-------------------|--|
| 指針の基準 (20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 4 人・ 40% |
| 指針の基準 (40%以上) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| | · · |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業に対する医療に関しての専門的な意見及び介護との連携を推進していくうえでの意見等も期待できることから、本会議の委員として最適であるため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1,11, 32, | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護施設に従事している側からの在宅医療への移行方法などの専門的な意 見等が期待できることから、本会議の委員として最適であるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 1日町 ひ塞中 | 1回/こしてv 'る |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 次の改選時には、指針の基準を満たせるよう、引き続き推薦依頼等を行う予定です。 |

| | 担当局・区健康局審議会等の名称大阪市地方独立 |
|--|------------------------|
|--|------------------------|

| 祖太昌 | C I |
|-------------------|---|
| 現在員 | 6 人 |
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人・ 33% |
| 指針の基準 (40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機 構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、性別を 条件とすることができません。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機 構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、兼務数 を条件とすることができません。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機 構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、年齢を 条件とすることができません。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 第2期中期目標を実施していく過程で大阪府等と協議し、次選任時に大阪府等と足並みを揃え、改善を図れるよう努めます。 |

| 担当局・区健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市結核対策評価委員会 |
|----------|---------|--------------|
|----------|---------|--------------|

| 現在員 | | 1 | 0 人 | | | |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--|
| 指針の基準(20 | リイドロノ | | したして | | | |
| 1月到 07 坐中(20 | 07(9/13) | 71- | ,/C O C | V 1 2 | | |
| 指針の基準を清 | またさない理由 | | | | | |
| 女性数・女性比率 | <u>«</u> | 4 | 4 人 | . • | 40% | |
| 指針の基準(40 | 0%以上) | 清 | またして | いる | | |
| 指針の基準を清 | またさない理由 | | | | | |
| 兼務3以上(他σ. |)審議会等の兼務数) | 2 | 2 人 | | | |
| 指針の基準 | | 沛 | あたして | いない | | |
| 指針の基準を清 | 満たさない理由 | 実施してい がある。そ | 1る。また そのために | t、今年度 こは、結核 | 、新たに 診療に十 | 対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組み? こ「第3次大阪市結核対策基本指針」の策定を行う必 十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通し 策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるた |
| 在任4年超 | | | 4 人 | | | |
| 指針の基準 | | | またして | | | |
| 指針の基準を清 | 満たさない理由 | 実施してい がある。そ | \る。また そのために | t、今年度 こは、結核 | 、新たに 診療に十 | 対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みでは、第3次大阪市結核対策基本指針」の策定を行う必ずけな知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通して まを分析・評価・検討するうえで適正な人材であるた |
| 再任2回以上 | | 7 | 7 人 | | | |
| 指針の基準 | | | またして | | | |
| 指針の基準を清 | 満たさない理由 | 実施してい がある。そ | \る。また そのために | t、今年度 こは、結核 | 、新たに 診療に十 | 対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組み。 こ「第3次大阪市結核対策基本指針」の策定を行う必覧 十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通し 策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるた |
| 70歳超 | | | 2 人 | | | |
| 指針の基準 | | 清 | またして | いない | | |
| 指針の基準を清 | あたさない理由 | | 吉核対策に | こも精通し | | し、結核のまん延状況や対策の動向・課題・地域別の記 委員会で本市結核対策を分析・評価・検討するうえ [・] |
| | | (|) 人 | | | |
| 指針の基準 | | 清 | またして | いる | | |
| 指針の基準を清 | またさない理由 | | | | | |
| 今後の | D見直し方針 | ・関係団 |]体への | 推薦にす | あたり、 | できる限り兼務を避けるよう依頼する。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市精神保健福祉審議会 |
|-------|-----|---------|--------------|
| | | | |

| 現在員 | 21 人 |
|-------------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するため の専門部会を設けているため委員数が多数に及んでいるが、それぞれの人 数は基準の範囲内である。 |
| 女性数・女性比率 | 7 人・ 33% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を 受けることができなかったため。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 13 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するため の専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するため の専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため |
| 70歳超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するため の専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。 |

| 担当局・区 健康局 審議会等の名称 大阪市精神医療審査会 |
|------------------------------|
|------------------------------|

| | 医淋巴 | | | ы иж Д ч | _ | | 八阪市特州区凉田豆区 |
|--------------|------------|------------|------------|-----------------|----------|------------|--|
| 現在員 | | | 15 | 人 | | | |
| 指針の基準(2 | のとは中ノ | | | ている | <u> </u> | | |
| 1日町の季牛(2 | | | /叫 /こ し | , (1,0 | , | | |
| 指針の基準を減 | 満たさない理由 | | | | | | |
| 女性数・女性比率 | 率 | | 5 | 人・ | 3 | 3% | |
| 指針の基準(4 | 0%以上) | | 満たし | ていた | 111 | | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | 女性の 受ける | | | | | るへ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を う。 |
| 兼務3以上(他の | の審議会等の兼務数) | | 0 | 人 | | | |
| 指針の基準 | | | 満たし | ている | 5 | | |
| 指針の基準を減 | 満たさない理由 | | | | | | |
| 在任4年超 | | | 8 | 人 | | | |
| 指針の基準 | | | | ていた | 111 | | |
| 指針の基準を消 | 場たさない理由 | | 査会に | ついて | は、 | | 医療専門の事項を審査等を行うため、委員に |
| 再任 2 回以上 | | | 12 | 人 | | | |
| 指針の基準 | | | | ていた | 111 | | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | 当該審 適任な | | | | | E療専門の事項を審査等を行うため、委員に |
| 70歳超 | | | 2 | 人 | | | |
| 指針の基準 | | | 満たし | ていた | 111 | | |
| 指針の基準を満 | 場たさない理由 | 当該審 適任な | | | | | 医療専門の事項を審査等を行うため、委員に |
| 本市職員 | | | 0 | λ | | | |
| 指針の基準 | | | | ている | | | |
| 1日町 02季十 | | | /叫 /こ し | , (1,0 | , | | |
| 指針の基準を満 | 満たさない理由 | | | | | | |
| 今後0 | の見直し方針 | いった 立って | 当該審 、各界 | 議会等 | の設めて | 置等の 広い年 | 引的知識の導入、公正の確保、利害の調整と 2目的が達成されるよう、人権尊重の視点に 5齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい こととする。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会 |
|-------|-----|---------|--------------------------------|
|-------|-----|---------|--------------------------------|

| 現在員 | 7 人 |
|---------------------|--|
| ばせり 指針の基準(20人以内) | / へ 満たしている |
| 明明の至十(20八次門) | /III/COCVIO |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 · 0% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な女性有識者が少ないため |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な有識者が少ないため |
| 再任2回以上 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な有識者が少ないため |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な有識者が少ないため |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市精神障がい者地域生活移行支援事業検討会議 |
|-------|-----|---------|-------------------------|
|-------|-----|---------|-------------------------|

| 現在員 | 6 人 |
|-------------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 · 33% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な女性有識者が少ないため |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に 適任な有識者が少ないため |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市胃がん検診専門会議 |
|-------|-----|---------|--------------|
|-------|-----|---------|--------------|

| 現在員 | 5 人 | | |
|-------------------|--|--|--|
| 指針の基準(20人以内) | 満たしている | | |
| | | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| | 0 人 · 0% | | |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、本市胃がん検診全体のグランドデザインの構築を総論に置いたうえで、今後の 胃がん検診の実施方法や精度管理等についてのご意見を聴取する予定である。今後の施策決 定に大きく影響する内容に対してご意見を聴取することとなるため、委員については、自治 体の置かれている状況や、自治体検診としての目的について深くご理解いただいており、か つ、専門家として多くの経験・知識を有していることが必要不可欠である。その観点で委員 を選任したところ、大阪近隣では該当する女性医師がおらず、結果的に、女性委員の登用な しとなった。 | | |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 保健・医療・福祉関連団体からの意見聴取の観点で、大阪府下唯一の医学会を代表する団体である一般社団法人大阪府医師会に推薦を依頼しており、同会から推薦いただいた委員が結果的に他の審議会で兼務をされているかたちとなった。 | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| | | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| | | | |
| 今後の見直し方針 | 本会議の開催期限(令和3年3月31日(予定))において、今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿った委員の推薦協力や選考を行うこととする。 | | |

| 現在員 | 5 人 |
|-------------------------|--|
| 指針の基準(20人以内) | |
| 1日町の本土(20八次下3) | /iii/C O C V I S |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 · 0% |
| 指針の基準(40%以上) | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、本市における前立腺がん検診の導入にむけて、効率的・効果的な実施体制を構築するため、泌尿器科領域の専門的な知見に基づく意見を徴収するものである。今後の施策決定に大きく影響する内容を審議することとなるため、委員については、前立腺がんについて専門家として多くの実績・知見を有していることが必要不可欠である。その観点で委員を選任したところ、大阪近隣では該当する女性医師がおらず、結果的に、女性委員の登用なしとなった。 |
| 兼務3以上(他の審議会等の兼務数) | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| _70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| | |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| | |
| 今後の見直し方針 | 本会議の開催期限(令和3年3月31日(予定))において、今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿った委員の推薦協力や選考を行うこととする。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 第3次大阪市結核対策基本指針策定ワーキン グ会議 |
|-------|-----|---------|-----------------------------|
|-------|-----|---------|-----------------------------|

| | | | ク会議 |
|------------------------|----------------|---------------|--|
| 現在員 | | 3 人 | |
| 現任員 指針の基準 (20人以内) | | 満たしている | |
| THE CONTRACT (LOVEN) | | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | | 0 人 · 0% | |
| 指針の基準(4 | 0%以上) | 満たしていない | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | 衛生学に精通している専門第 | 核対策に十分な知識と技術を有する医師や公衆 家の協力が欠かせず、こういった条件を満たす なっていただくことが困難であるため。 |
| 兼務3以上(他の | の審議会等の兼務数) | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | | |
| 在任4年超 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | | |
| 再任2回以上 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | | |
| 70歳超 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | | |
| 本市職員 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を消 | 満たさない理由 | | |
| 今後の | の見直し方針 | 本年限りの会議開催 | |